

令和 2 年 5 月 17 日現在

機関番号：34509

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2019

課題番号：15K03595

研究課題名(和文) カンタベリー大権裁判所の検認遺産目録の活字化と体系的研究

研究課題名(英文) The Research of Probate Inventories of the Prerogative Court of Canterbury.

研究代表者

岡部 芳彦 (Okabe, Yoshihiko)

神戸学院大学・経済学部・教授

研究者番号：80551366

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：イギリスへ史料調査に向かう前に、未刊行の索引を基にウェブ索引を活用して、498例の検認遺産目録の索引をイギリスに史料調査に行く前に完成することが出来た。それをもとにイギリス国立公文書館によって整理されていないPROB30,31シリーズでから78例を3年間で見つけることができ、写真に収めた。そして順次、活字化し、論文として公表した。公表した7論文の合計ページ数は332ページと、一冊の著作物としても十分な分量である。また2020年度中に3論文を執筆するつもりで、それを含めれば今回の研究期間の成果として、10論文を公表できたことになる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

イギリス国立公文書館における一次史料調査に基づいた研究を4年間にわたり実施した。18世紀までのイギリスの生活様式、消費生活などが垣間見れる検認遺産目録は、同国でもまだ研究が進んでおらず、それを日本人研究者の視点から行った。具体的には海事業を中心にさまざまな職業が存在した海港都市ブリストルを研究対象地域として、未開封を含む16～19世紀の遺産目録原本を調査し、一覧を作成、そしてその活字化を行った。当該研究期間中に我が国の国立公文書館の新設も決まった。イギリス国立公文書館での史料調査を通じて書かれた10論文は、その利用者から見た史料公開の利便性についても示唆している。

研究成果の概要(英文)：This research studies about probate inventories from the probate records of the Prerogative Court of Canterbury (PCC) in The National Archives (TNA). The inventories of rich and wealthy people tended to undergo probate in the PCC, the most prestigious probate court in England. If an individual had personal property in more than one diocese, he had to go through the PCC because the Bishop of Bristol had no jurisdiction in the Diocese of Gloucester. Thus, in order to obtain complete information on the number of surviving inventories for each area, it would be necessary to research not only local records but also the probate records of the PCC in the TNA. At first, I made reference of probate inventories of Bristol in PCC, and tried to find original documents. Finally, 78 inventories of Bristol were found, and transcribed amount of 332 pages. 7 articles were written for academy journals.

研究分野：経済史

キーワード：検認遺産目録 イギリス経済史 18世紀 ブリストル マリナー イギリス国立公文書館

## 1. 研究開始当初の背景

### 研究の学術的背景：

死亡者の動産のリストである検認遺産目録には家財に関する具体名や価値、くわえて職業が記載されるため、それら进行分析すれば当時の生活の実態や社会について多くの情報が得られるのではないかと考えられてきた。(詳しくは「イギリス検認遺産目録の法的背景と査定方法」[2009年])。また、地方の記録協会などによる検認遺産目録の活字化・出版は盛んに行われている。申請者もこれまで18世紀に発展した海港都市ブリストルについて、それらの刊行史料を用いて、その史料としての有用性にくわえて問題点を考え、分析を行ってきた。またブリストル公文書館をはじめとしてイギリスで収集した検認遺産目録の手稿の活字化も平行して行い分析を行ってきた(手稿の活字化については3論文と2ディスカッション・ワーキングペーパーで合計24例を行った。)それらの内、'Probate Inventories of Bristol: Selected Examples from Ecclesiastical Cause Papers, 1694-1783' [2013]は、ブリストル大学の上級講師エヴァン・ジョーンズ博士の研究プロジェクト 'The Smugglers' City' で基礎資料としてウェブ上で公開されており、ブリストル大学人文学部歴史学科ならびに大学院にて学生の教材としても活用されている。

それらをふまえて、本研究では、これまでも先行研究で重要な史料と指摘されながらも体系的な検討を全く行われていないカンタベリー大権裁判所 Prerogative Court of Canterbury の検認記録の中から遺産目録について分析を試みた。PCC 検認記録はイギリス国立公文書館に手稿史料のまま保存されているため、その利用はそこで史料調査を行った者に限られ、また最も古い史料は16世紀前半で劣化した結果、判読ができなくなる恐れがある。価値が高いもののアクセスが難しいこの史料を活字化して公開することにより、世界の共有財産として利用可能とし、今後の研究に貢献することを目指した。

具体的には可能な範囲での遺産目録の残存数を確認し、手稿からの順次、活字化したこれまでにある人物の伝記が書かれる場合などにその1例が紹介されるようなことはあったが、カンタベリー大権裁判所の検認記録の体系的な研究は、日本だけではなくイギリスでも行われておらず世界で最初である。

カンタベリー大権裁判所は、ヨーク大権裁判所と並んで、イングランド・ウェールズで最高位の教会裁判所である。イングランド・ウェールズにおいて複数の教区に財産を持つ者は、それぞれの地域の教会裁判所ではなく、大権裁判所にて検認を受けることになっていた。そのため、それらの遺産目録は総額が大きく、多くの家財が査定され、様々な職業の日常や生活様式を見るのに有用な史料として知られている。PCC の検認遺産目録については、その重要性がこれまでも指摘されてきた。日本では中間層の研究で知られるジョナサン・バリーはそれぞれの職業における最も富んだ人々の遺産目録がPCCに含まれると指摘している。また、先行研究にもPCCの遺産目録が数例収録された場合もある。ブリストルに関してはジョン・ムーアのグロスタシャー地域全域の検認遺産目録集に6例のPCCの検認遺産目録が活字化され収録されている。にもかかわらず、イギリスにおいてもPCCの検認記録を体系的に検討した研究はまだ見られず、とくにそこに含まれる検認遺産目録については現在までその全容の解明には至っていない。現在、PROB2、3、4、5と31、32の各シリーズに含まれる史料が番号付けされ整理されている。PROB2から5までのシリーズは、文書の番号の整理だけは終わっているが、遺産目録の総数でさえいまだに分かっていない。各シリーズにはイングランド各地域の遺産目録が順不同で含まれており、一つの地域の遺産目録を整理しようにも、まず索引を作る必要がある。しかし、TNAのPROBシリーズの索引には、現在まだ史料の整理が続いており、最新の整理状況はオンラインのカatalogで確認が必要な旨が冒頭に記載されている。そのような現状での各地域の索引作成は非常に困難である。また、今年の3-6月にかけてPROB31シリーズを調査したところ、未整理の教会文書の束であり、遺産目録だけではなく、遺言書 will、信託宣言書 declaration of trust、遺言補足書 codicil、遺産管理者証書 administration bond などさまざまな文書が複数人ごとに雑多に含まれていることが分かった。その中から一つ一つ検認遺産目録を確認する作業が必要となり膨大な時間を要する。例えば、PCCの中のケント州に関する検認遺産目録の索引は出版されているが、それにつづく研究書や遺産目録集は出ていない。索引を作成するだけでも一研究者の一生分の作業量といっても過言ではなく、それがPCC検認記録の体系的な研究を妨げている一要因でもある。

そこで、円滑に研究を進めるため、申請者が専門地域で予備知識があり、17世紀にはイングランド第2の貿易港として栄えたブリストル地域を研究対象にして、史料収集、活字化、分析を行った。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、先行研究で重要な史料と指摘されながらも体系的な検討を全く行われていないカンタベリー大権裁判所 (Prerogative Court of Canterbury、以下PCC)検認記録約60,000例の中から遺産目録の手稿を選び出して活字化し、ケーススタディを行うことである。活字化の具体的な目標数は2000例である。イギリス人でも読解が困難な手稿の活字化によって、PCC検

認記録の史料の全体像を明らかにし、またさまざまな職業のケーススタディを行う。価値が高いもののアクセスが難しい史料を活字化して公開することにより、世界の共有財産として利用可能とすることを目指した。

2012年9月から2013年6月末までイギリスのブリストル大学歴史学科の visiting research fellow として在籍したが、その間にブリストル市公文書館に所蔵している検認遺産目録の写真撮影を行った。また在外研究中に20例の遺産目録を活字化したが、イギリス人研究者でも18世紀初頭の文書の活字化が意外に困難であることに気が付いた。カンタベリー大権裁判所の検認遺産目録を活字化して出版されたことはなく、史料を収集し活字化して公開するだけでも、日本やイギリスだけではなく世界的にも非常にインパクトのある研究成果と考えている。また、検認遺産目録には様々な職業が含まれるため、活字化した史料が、国内外の多分野の研究で活用される可能性が非常に高く、その学術的貢献は大きいと考える。また、書式を含むその詳細をあきらかにすることは研究史上の意義も大きいと思われる。アクセスが難しいこの史料を活字化して公開することにより、世界の共有財産として利用可能とし、今後の研究に貢献できると考えている。

### 3. 研究の方法

#### 国内での作業：索引作成

カンタベリー大権裁判所の検認記録で、遺言書はデジタルデータとして有料で公開されているが、遺産目録に関してはまだ完全には整理されておらず、手作業での確認が必要不可欠である。オンラインの索引で Probate Inventory (検認遺産目録) で検索し、それを Will and Probate (遺言書と検認記録) で絞り込むと 61,269 例の史料が見つかった。すべてが検認遺産目録ではないが、ムーア氏の推計は約 35,000 例が遺産目録ではないかとのことで、これが関係する史料と考えられる。ムーア氏のブリストル地域に関する未刊行の索引を基にウェブ索引を活用して、498 例の検認遺産目録の索引をイギリスに史料調査に行く前に完成することが出来た。

#### 史料調査ならびに活字化

2015年度は、3月14日～21日の日程で、ロンドン郊外のイギリス国立公文書館ならびにイングランド西部のブリストル市公文書館で史料調査を行った。TNAでは、未整理のカンタベリー大権裁判所検認記録から32例の検認遺産目録を発見し、史料の写真撮影を行った。またブリストル市公文書館では、イギリス検認遺産目録研究の第一人者のひとりであるエクスター大学のジョン・ササン・バリー教授と面会し、研究の進捗状況の報告と議論を行い、今後の研究の方向性について助言を受けた。また、ブリストル市公文書館でも史料調査を行った。ここではマイクロフィルム化された検認遺産目録の現状を調査した。収集した検認遺産目録の手稿原本を継続して活字化している。活字化した手稿を用いて、さまざまな職業の分析を現在試みている。とくに珍しい職業から分析を行った。

2016年度は、イギリスへの史料調査こそ実施できなかったものの、平成27年度末にロンドン郊外のイギリス国立公文書館(以下TNA)ならびにイングランド西部のブリストル市公文書館で史料調査を行った際に収集したイギリス検認遺産目録の手稿原本の活字化を集中して行った。その結果、23例の遺産目録の活字化が終了した。これは博士学位論文となった2015年の著書『イギリス検認遺産目録研究』で活字化した19例を超えている。また、とくに高額の遺産目録が含まれるPROB31と分類された史料群から史料を収集し活字化しているため、その長さは概算で、著書分の3倍以上と非常に膨大な分量の遺産目録を活字化することが出来た。平成28年度はイギリス検認遺産目録に関する論文こそ執筆できなかったが、十分な成果・研究の進捗状況と考えている。

2017年度は8月8日から24日まで、イギリス国立公文書館において比較的長期の史料調査を行うことが出来た。連日、そこで、カンタベリー大権裁判所に残るブリストル地域に関する検認遺産目録の史料原本を請求し、デジタルカメラで撮影を行った。3年目ということで慣れてきたこともあり、比較的効率よく史料請求、撮影を行うことが出来て、今回は152例の検認遺産目録の撮影を行うことが出来た。

2018年度は、8月3日から24日までイギリス国立公文書館において史料調査を行うことが出来た。連日、そこで、カンタベリー大権裁判所に残るブリストル地域に関する検認遺産目録の史料原本を請求し、デジタルカメラで撮影を行った。PROB 31, 32 シリーズからイギリス検認遺産目録の選り出し、同シリーズすべての史料の撮影が完了した。また2018年度から論文は英語での発表に切り替えた。日本国内の研究者だけを対象とするのではなく、全世界の研究者や関心の高い人々に対して、書き起こした史料を公開し、研究成果を共有するためである。

研究期間を延長した2019年度は、継続して活字化を続け、2つの論文としてそれを公開した。一方、年度末にイギリス国立公文書館への史料調査を計画していたが、新型コロナウイルスの流行で、渡航できなくなり、結果として、予算が余る結果となった。

### 4. 研究成果

研究を始めた初年度の2015年8月4日に、第17回世界経済史会議(於: 国立京都国際会館) パネル名; Entrepreneurs at sea: sailors' trading practices and legal opportunities in

the first globalization (15th-19th centuries)におい' Mariners in Bristol in the seventeenth and eighteen centuries -An analysis based on probate inventories' という題で発表した。他の海外のパネリストとも本研究についてさまざまな意見交換が出来た。

前もって作成したカンタベリー大権裁判所のブリストル地域の検認遺産目録の索引 498 例から写真撮影が出来たのは、イギリス国立公文書館によって整理されていない PROB30,31 シリーズである。そこからブリストルの検認遺産目録を手作業で選びだした。事前に予測した 78 例すべてを 3 年間で見つけることができ、写真に収めた。そして順次、活字化し、論文として公表した。公表した 7 論文の合計ページ数は 332 ページと、一冊の著作物としても十分な分量である。また 2020 年度中に 3 論文を執筆するつもりであり、それを含めれば今回の研究期間の成果として、10 論文を公表できたことになる。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計7件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 Yoshihiko Okabe	4. 巻 50
2. 論文標題 カンタベリー大権裁判所におけるブリストル地域の検認遺産目録(その3)高額の事例	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 Kobe Gakuin Economic Papers	6. 最初と最後の頁 1-72
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 Yoshihiko Okabe	4. 巻 50
2. 論文標題 Probate Inventories of Bristol (Part 4): Selected Examples from the Prerogative Court of Canterbury	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Kobe Gakuin Economic Papers	6. 最初と最後の頁 1-76
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 岡部芳彦	4. 巻 49
2. 論文標題 カンタベリー 大権裁判所におけるブリストル地域の検認遺産目録(その1)	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 神戸学院大学経済学論集	6. 最初と最後の頁 印刷中
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 岡部芳彦	4. 巻 49
2. 論文標題 カンタベリー 大権裁判所におけるブリストル地域の検認遺産目録(その2: 女性編)	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 神戸学院大学経済学論集	6. 最初と最後の頁 印刷中
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 岡部芳彦	4. 巻 47巻3/4号
2. 論文標題 18世紀初頭のコレセット職人の検認遺産目録 カンタベリー大権裁判所検認記録を用いて	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 神戸学院経済学論集	6. 最初と最後の頁 1-16
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Okabe Yoshihiko	4. 巻 51
2. 論文標題 Probate Inventories of Bristol(Part 5): Selected Examples from the Prerogative Court of Canterbury	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Kobe Gakuin Economic Papers	6. 最初と最後の頁 1-14
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Okabe Yoshihiko	4. 巻 51
2. 論文標題 Probate Inventories of Bristol(Part 6): Selected Examples from the Prerogative Court of Canterbury	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 Kobe Gakuin Economic Papers	6. 最初と最後の頁 1-67
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件(うち招待講演 0件/うち国際学会 1件)

1. 発表者名 Okabe Yoshihiko
2. 発表標題 Mariners in Bristol in the seventeenth and eighteen centuries -An analysis based on probate inventories
3. 学会等名 第17回世界経済史会議(国際学会)
4. 発表年 2015年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----